

様式1

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	まんだい保育園	
運営法人名称	学校法人 片上学園	
福祉サービスの種別	保育所	
代表者氏名	理事長・園長 片上 星太郎	
定員（利用人数）	50 名	
事業所所在地	〒 558-0055 大阪府大阪市住吉区万代3丁目6番15号	
電話番号	06 - 6671 - 4320	
FAX番号	06 - 6678 - 7202	
ホームページアドレス	https://www.mandai-kodomoen.jp/	
電子メールアドレス	katakami-gakuen@outlook.jp	
事業開始年月日	平成24年4月1日	
職員・従業員数※	正規 14 名	非正規 6 名
専門職員※	保育士 14名 看護師 1名 栄養士 1名	
施設・設備の概要※	[居室]	
	[設備等] 保育室（0歳児室、1歳児室、2歳児室）、調乳室、給食室、医務室、園庭、トイレ（2か所）	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0 回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

【法人理念】

教育・保育活動を通し社会に貢献し、学校法人片上学園にかかわったすべての人が自ら夢と希望を抱き、現在と未来の充実した人生を実現できる力を創造する

【教育理念】

「やればできるんだ」これからの世界を切り開き、生き抜く力をはぐくむ

【保育目標】

- ①健康でたくましい子ども
- ②思いやりのある優しい子ども
- ③よく考え行動できる子ども
- ④豊かな心をもった子ども

【施設・事業所の特徴的な取組】

- ❖じっくり丁寧に関わり子どもを真ん中にした保育
- ❖行事を通し「最後までやり抜いた」ときの自信と達成感をはぐくむ保育
- ❖「自然と生まれる子ども同士の遊び」と「今したい気持ち」を実現できる環境設定
- ❖「同年齢と遊ぶ場」と「異年齢で遊ぶ場」の環境設定
- ❖グローバルに活躍できる、物怖じしない子どもを目指す保育
- ❖日頃の遊びからはじまる「思わず参加したくなる行事」
- ❖さまざまな「本物」との出会い
- ❖作物を育てたり、収穫したり、調理する事などを通して食べ物大切さに気づく食育

【評価機関情報】

第三者評価機関名	株式会社EMアップ
大阪府認証番号	270057
評価実施期間	令和5年10月20日～令和6年2月29日
評価決定年月日	令和6年3月27日
評価調査者（役割）	2102C002（運営管理・専門職委員） 2001C001（運営管理・専門職委員） 1901C020（運営管理・専門職委員） （ ） （ ）

【総評】

◆評価機関総合コメント

まんだい保育園は、学校法人片上学園が運営する保育園として、2012年に設立されました。法人は幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園、小規模保育園・企業型保育園を運営し、70年の歴史ある法人です。設立以来、乳幼児に関わる教育・保育を長年その地域で行われてきました。園前には万代池公園があり、大都市大阪市の中でも、緑あふれる子育てに適した土地に立地しています。まんだい保育園は、幼稚園に隣接した1階にあり、園内は明るく広々として、清潔感溢れる保育室となっています。保育室からすぐに園庭に出られるような環境となっており、雨天でも園外に出られるよう電動式テントが設置され、子どもの教育・保育の為に適した設備が整えられています。また、人工芝生の広大な園庭には、大型遊具、クライミング、鉄棒、砂場、鳥小屋等があり、傾斜が作られ子ども達が遊びたくなる魅力的な環境が整っています。保護者とは丁寧なコミュニケーションが図られ、良好な信頼関係を築いています。主任保育士は、常に子ども達の様子を観察し状況把握をしながら、担当保育士と情報共有しています。子どもの対応を一緒に考えています。法人間の人事異動で所属が変わることがありますが、法人の理念方針に基づいて、継続的に保育が進められています。保育方針・目標に基づいて、一人ひとりを大切にされた保育を行っています。学園長は、大阪府・大阪市等の連合協議会の役員を務め、保育の対外的な活動にも尽力を注ぎ、職員の主体性を重視しながら、新しい風を取り込むことを目的に、質の高いよりよい保育を目指し、保育の展開を共に考えながら進めています。

◆特に評価の高い点

- ◆子どもの主体的な活動に繋げる環境構成を大切にし、援助や配慮が行き届いています。
各年齢ごとに保育室が整備され、明るく開放的で子どもの生活や遊びが充実できるように配置されています。例えば、0歳児は遊びと食事のスペースが別に確保され、一日の生活がスムーズに展開されるような環境になっています。また、人工芝生が敷き詰められた魅力ある広い園庭では、お気に入りの山の坂道を上り下りしたり、砂場やプレイハウスに入ったりして身体を動かしています。幼稚園児と交流して毎日遊び、幼稚園と連携を図っています。
- ◆ゆったりとした雰囲気の中で保育が展開されています。
園の理念・方針に基づいた“やさしさのある保育”“安心感のある保育”“ゆるやかな担当制”で、じっくり・ゆっくり・あたたかく、一人ひとりを大切にされた保育を展開しています。十分な人員配置がされ、食事や排泄の場面等、余裕を持って丁寧に援助でき、愛着関係を築く環境が整えられています。0歳児の離乳食は保護者と連携し、個々の実態を把握して、子どもに合わせた支援が行われています。
- ◆栄養と安全を考えたバラエティに富んだおいしい給食を提供しています。
給食提供の栄養士とおやつ提供の栄養士双方が連携を取りあい、充実した食事提供を行っています。食育活動も充実し、ほうれん草・きゅうり・ほおずき・トマト・コーン・なすび等を食材として栽培し、育てた野菜で給食やおやつを作り、食に関心が持てる取り組みが行われています。

◆改善を求められる点

- ❖ 中・長期計画を踏まえた単年度計画の策定が望めます。
施設独自のビジョンを明確にし、設備整備・人材育成・職員研修・地域貢献・災害対策等の項目毎に策定し、理念・基本方針の実現に向けた取組みに繋がるようを見直し、単年度計画を策定することが望めます。
- ❖ 全体的な計画や年間指導計画の策定について全職員で取り組み、意向が反映される仕組み作りが望めます。
全体的な計画は、多岐にわたった内容が盛り込まれていますが、全職員がその内容を理解すると共に、年・月計画に繋げていくことが望めます。内容を全職員が理解し保育実践の評価・反省が計画に反映される仕組み作りが望めます。
- ❖ PDCAサイクルに基づく保育の質の向上に向けた取組が望めます。
保育の内容面の他、経営面や運営面も含めた実施状況を把握して、職員の自己評価を施設全体の自己評価に繋げることが望めます。保育の質の向上に向けた取り組みとし職員一人ひとりの目標・管理の為の仕組みを行うことが望めます。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受けるにあたり事前の書類の準備や話し合いが必要な事もあり、多くの時間を費やしましたが、日頃している事が評価されてうれしく思います。しかし課題も多く見分かりました。マニュアルの作成は取り組んでいかないとはいけませんし、評価基準bのものは改善していけるように見直したり、会議を持ったりしながら考えていきたいと思えます。また、保護者アンケートにあった意見や意向を伝える機会が少ないとあった点は、園だよりで伝えて保護者の方に安心して預けていただけるようにしていきたいと思えます。

◆第三者評価結果

- ・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
I - 1 理念・基本方針		
I - 1 - (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I - 1 - (1) - ①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
(コメント)	<p>法人の理念は『教育・保育活動を通し社会に貢献し、学校法人片上学園に関わった全ての人々が自らの夢と希望を抱き、現在と未来の充実した人生を実現できる力を創造する』としています。教育理念として『「やればできるんだ」これからの世界を切り開き、生き抜く力をはぐくむ』として教育保育の全体的な計画に明示しています。職員には年度末に学園長から職員への周知が図られ、保護者へは入園前説明会で理念や基本方針等の説明を行っています。今後は、理念・方針・保育理念・保育目標の内容を統一して「園のホームページ」「まんだい保育園ガイド(重要事項説明書)」「入園のしおり」等にも同じ内容を記載することが望まれます。</p>	
		評価結果
I - 2 経営状況の把握		
I - 2 - (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I - 2 - (1) - ①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
(コメント)	<p>社会状況や経営環境の動向については、学園長が大阪市私立幼稚園連合会・大阪市南地区園長会・大阪府私立幼稚園連盟・全国認定こども園連絡協議会等に参加し、内容や動向の把握や分析を行っています。保育のコスト分析、利用者の推移や利用率等については、理事会で議題に挙げ審議されています。地域の子どもの数や利用者のデータを収集し、経営環境や課題を把握しています。</p>	
I - 2 - (1) - ②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
(コメント)	<p>経営状況や改善すべき課題について理事会の役員間で共有し“設備積立金等”について計画が示されています。課題として“不適切な保育について”等を挙げ、職員に研修を行い意識を高めています。</p>	
		評価結果
I - 3 事業計画の策定		
I - 3 - (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I - 3 - (1) - ①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
(コメント)	<p>中長期の計画を「10年計画」とし、実現に向けたビジョンとして“保育の可視化”と“施設の公開化”を明確に挙げています。“設備積立金計画”として、数値目標や具体的な内容を設定しています。今後は、組織体制、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画を入れて作成することが望まれます。</p>	

I - 3 - (1) - ②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
(コメント)	直近の計画として、駐車スペースの建物を改築して、0歳～6歳の療育(発達支援)施設を開室する予定をしています。今後は、当該年度に於ける研修計画・人材確保・保護者支援・地域との関りや保育等に関わる内容が、具体的に事業計画として作成することが求められます。	
I - 3 - (2) 事業計画が適切に策定されている。		
I - 3 - (2) - ①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c
(コメント)	事業計画の策定に当たっては、職員等の参画や意見の集約が反映され、評価と見直しが組織的に行われることが求められます。事業計画を職員が深く理解する為に、計画を文書にして配布する等の取り組みが求められます。	
I - 3 - (2) - ②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
(コメント)	施設の整備事業として、隣接する小規模保育園が園庭利用時に使用する入口扉を新たに設置し、安全な経路を確保しました。保護者等の意見や要望を伺う方法として、アンケートや意見箱の設置を行っています。今後は、事業計画を作成し主な内容を分かりやすく説明した資料等、保護者に周知することが望まれます。	

		評価結果
I - 4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I - 4 - (1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I - 4 - (1) - ①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
(コメント)	保育の内容については、法人内施設内で会議が月1回行われ、週1回の伝達会議等、組織的に評価を行う体制があります。課題に対する取組として、法人内研修や外部講師による園内研修(看護師による誤嚥研修・AED研修等)で、保育環境等の勉強会が行われています。施設の自己評価の実施に向けて、項目の作成を進め年度末に実施する予定をしています。	
I - 4 - (1) - ②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
(コメント)	改善の取組み事例として、隣接する小規模保育園が園庭利用時に使用する入口扉の設置が行われています。その他の課題として、各施設の人員配置についてや地域支援の充実を検討しています。また、災害時の対応や保育室内の環境整備、「危機管理マニュアル」を各施設毎に見直しをする予定をしています。今後は、職員間で課題の共有を図ることが望まれます。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
(コメント)	有事の際の学園長の役割と責任について「危機管理マニュアル」に明示され、責任者不在時の権限委任等を含め記載しています。今後は学園全体の組織図や各施設の組織図を作成し、全職員の役割と責任について「職務分掌」を作成し、職員に周知することが望まれます。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
(コメント)	学園長は、運営に当たって遵守すべき法令として児童福祉法・保育所保育指針・教育保育認定こども園要領等を整備し、労務・会計等についての研修に参加しています。保育関連法に限らず、建築や消防関連法、雇用・労働関連法、環境配慮等に関する法令等を理解する為の取り組みも行われています。今後は、職員に対してその内容を周知することが望まれます。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	学園長は日々の保育の現状について、主任保育士からの現状の報告をその都度受け、課題の把握に努めています。職員面談は学園長が行い、主任保育士は日々の職員からの要望や相談を受ける機会を持ち、職員の意見を反映する為に努めています。保育の質の向上に向けて、職員研修の通知を掲示にて行い、できるだけ要望に応えられるようにしています。	
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	経営の改善や人事・労務・財務等については、法人本部にて分析を行い、社労士や会計事務所からのアドバイスを受けています。人事の配置は主任保育士と相談して、働きやすい職場となるように、残業や持ち帰りの仕事は基本的に無いよう配慮しています。	

		評価結果
Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成		
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
(コメント)	人材育成に関しては“保育士キャリアアップ研修”で計画が立てられています。人材確保については、大阪市幼稚園連盟の就職フェア・ハローワーク・宣伝広告会社利用・リファerral制度(友達紹介)・ホームページで採用活動を行っています。子ども支援員を育成し、保育士資格取得を促す取り組みを行い、4名を保育士として雇用しています。施設としての定着率は高く、より働きやすい職場となるよう努めています。	

II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	b
(コメント)	期待する職員像として「保育者としての教育目標」「新年度の心構え」「保育者としての心構え」「保育者として身に着きたい資質・能力の道しるべ」を示し、年度初めに学園長から周知しています。人事基準については「就業規則」で定められ、学園長の面談により職員の職務に関する成果や貢献度等を評価しています。今後は、職員の自己評価・目標達成シート等を活用し、職員が自ら将来の姿を描くことが出来るような、仕組み作りが望まれます。勤怠についての改善内容として、有給休暇の取得日数について見直しが行われています。今後は、処遇改善についての説明を職員にすることが期待されます。	

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
(コメント)	労務管理は学園長が担っており、職員の就業状況は出勤簿・有給休暇簿で管理されています。勤務体制の変更希望の場合は、できる限り意向を受け入れて変更に応じています。職員との面談は学園長が行い、日々の相談や面談は主任保育士が主となり行っています。産休・育休の他にも半日休暇や勤務時間短縮を取り入れ、休暇や早退等も取りやすい状況を作っています。また、臨床心理士による職員のメンタルヘルスクエアも実施しています。福利厚生として、健康診断やインフルエンザの接種費用負担・私学共済会加入・はぐくみ基金等、充実を図っています。	

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
(コメント)	職員との日々の面談は、主任保育士が主に行い職員一人ひとりとコミュニケーションを図り、日常的に意向等の把握をしています。学園長は報告を受け、情報把握を行い、業務の効率を上げるためのバックアップを行っています。今後は、職員一人ひとりの目標を設定し、目標達成シート等で適切に進捗状況の確認が行われることが望まれます。	
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
(コメント)	施設には、看護師・管理栄養士・臨床心理士・絵本司書の専門資格者や、子育て支援員・スマイルサポーター(見守り・清掃)等、多くのスタッフが常駐しています。職員の教育・研修については、“キャリアアップ研修”“大阪市幼稚園等教員研修事業”を基本とし、園内外の研修にも積極的に参加しています。今後は、体系化された研修計画を作成することが望まれます。	
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
(コメント)	新任職員や職員の経験や習熟度に配慮し、個別的な“チューター制度”を実施しています。また乳児保育のため複数担任となり、常にOJTが行われています。主任保育士が直接指導する等の取り組みも行われています。web研修の開催や研修案内の掲示により、多くの職員が教育研修の場に参加できる機会があります。	

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
(コメント)	養成校からの実習生受け入れは積極的に行われ、毎年10～15人程度の実習受け入れを行っています。「実習生受け入れの手順書」に実習の際の方法や注意事項について記載しています。今後は、受け入れ担当者の指導が効果的にできるよう、具体的な方法等を示したプログラムの作成が期待されます。	

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
(コメント)	法人全施設の情報、大阪府に報告し開示要請があった際には応じる仕組みがあります。施設情報はパンフレットに“大切にしている事”として“やさしさのある保育・安心感のある保育・担当制保育”を保育の三本柱にしています。また、ホームページやインスタグラムで地域に対して発信しています。年1回行われる住吉区役所での保育フェアに出展し、施設で行っている活動などを紹介しています。	
II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
(コメント)	内部監査が実施され、事務・経理・運営等に関する監査が定期的に行われています。また、監査法人による外部監査を実施し、指摘事項に基づいて経営改善に努めています。今後は「職務分掌」を作成し、職務・責任等についての内容や、運営に関する内容等も職員に周知することが望まれます。	

		評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
(コメント)	地域の関わり方について「教育保育の全体的な計画」に基本的な考え方を示しています。施設は、法人が運営している子育て支援事業に協働し、大阪市の委託事業として子育て支援拠点事業の“子育てサロンマミーズカフェ”を開室しています。情報は玄関掲示やホームページに掲載し、保護者や地域の人に周知しています。万代池公園で開催される帝塚山音楽祭に参加し、ワークショップのボランティアや施設の遊具開放等を予定しています。	
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
(コメント)	ボランティアを受け入れる際には「職場体験学習についての諸注意」が作成され、次世代育成を目的とした、近郊の中学校の職業体験やインターンシップ等を受け入れた実績があります。今後は、受け入れ担当者の指導が効果的にできるよう、具体的な方法等を示したプログラムの作成が期待されます。	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
(コメント)	関係機関との連携として子育て支援連絡会議が定期的開催され、地域の状況について情報共有を行っています。関係機関一覧表は適切に作成し、職員室でファイル管理しています。要保護児童への対応については、住吉区要保護児童対策地域協議会に参画し、連絡を密に取っています。今後は、全職員に関係機関との連携について理解を深めることが期待されます。	

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
II-4-(3)-① 地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
(コメント)	地域に対する相談事業として“子育てサロン マミーズcafé”や園庭開放を実施した際に子育ての相談を受けています。今後は、相談記録を残すことや施設と民生委員・児童委員等の連携を取り、子育て世帯のみならず、地域住民の現状や福祉ニーズの課題を把握する機会を設けることが望まれます。
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
(コメント)	把握した福祉ニーズに基づいて“子育てサロン マミーズ カフェ”や園庭開放で子どもの発達や子育てに対する相談を、専任の担当者が受けています。窯でピザ作りや専任講師と一緒に親子体操やベビーマッサージ、ブックスタート等を開催し、地域の方へ発信しています。また子育てのノウハウや専門的な情報提供が受けられる体制が整っています。今後は、地域貢献に関わる事業として、児童療育施設の運営を予定しています。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。		b
(コメント)	子どもを尊重した保育の実践についての内容は「入園のしおり」に記載しています。子どもを尊重する保育として“じっくり丁寧に関わり子どもを真ん中にした保育”を展開するよう様々な特色ある教育保育の方法を取り入れています。今後は職員が「倫理綱領」「人権擁護のためのチェックリスト」等を使用して、子どもを尊重した保育について、保育者としての振り返りを行うような研修・勉強会を行うことが望まれます。	
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。		b
(コメント)	プライバシーに配慮した取り組みの具体例として、水あそびの際には、外部からの視線を遮るようシートをしたり、着替えや身体測定の際には外部からの視線を遮るようにしています。今後は、おむつ替えの場所が外部から見えないような工夫やプライバシー保護についての内容を文書にする取り組みが望まれます。また、保育実践でのプライバシー保護について、配慮している内容を保護者に伝える工夫が望まれます。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。		a
(コメント)	施設の保育内容や特性等は、「パンフレット」「まんだいほいくえんガイド」やホームページで知らせ、施設見学等で情報を提供しています。パンフレットやホームページには写真等を多く掲載し、資料は誰もが読みやすい文字表記になっています。施設見学は少人数で行い、質問を受けやすいように一人ひとりに説明しています。またその都度、個別にも対応できるようにしています。	

Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
(コメント)	「まんだい保育園のしおり（重要事項説明書）」を作成し、入園が決定した人に配布しています。保護者からのよくある質問には「まんだい保育園のしおり」に丁寧に記載し、口頭でも説明しています。説明後には、保護者から同意書を提出してもらい、内容を書面で残しています。外国籍の保護者等には、外国語に対応できる本部職員が受け入れを担当したり、翻訳機を利用してコミュニケーションを上手く図っています。	
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
(コメント)	保育園の修了後は万代幼稚園に進級できるように記載し、姉妹園間で引継ぎ等の連携を取っています。修了後も保護者の相談を聞くことのできる体制があります。今後は、転園・修了時の手順を記載した対応マニュアルを作成し、職員に周知すると共に、保護者には転園・修了後の相談や相談受付について明示した文書を作成することが望まれます。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	日常保育の中で主任保育士や職員は、常に子どもが、健やかに園生活が過ごせているか観察し把握しています。保護者との個人面談を年2回実施し、その際には保護者の意見や要望も把握する機会にしています。また行事アンケートを実施し、学園長や主任保育士で集計をし、分析検討を行っています。	
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
(コメント)	苦情解決の体制については、「苦情処理解決体制マニュアル」に記載しています。第三者委員設置され、玄関掲示で連絡先等を知らせています。また意見箱を設置し、保護者等からの要望や意見を受け付けられるようにしています。今後は、苦情の申し出があった際には、内容の大小に関わらず記録に残し、苦情を申し出た保護者等に配慮した上で、解決結果等を公表することが望まれます。	
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者に周知している。	a
(コメント)	保護者の相談や意見を受け止める方法として、送迎時や連絡帳・電話連絡で行っています。主任保育士をはじめ全職員は、保護者等の意向を把握しコミュニケーションを密に図り、相談のしやすい雰囲気を作っています。相談や意見を受ける際には、施設内の空スペースを使用してプライバシーの配慮に心がけています。	
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
(コメント)	職員は日々の保育において、保護者が相談や意見が述べやすいよう、主任保育士や担任保育士から保護者への声掛けを多くし、傾聴に努めています。把握した相談や意見があった際には、できるだけ当日に回答し速やかに説明するよう努めています。今後は「保護者対応マニュアル」の作成を行い、全職員が保護者対応を学ぶ研修等を行うことが望まれます。	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
(コメント)	リスクマネジメントに関するマニュアルとして「危機管理マニュアル」を整備しています。施設内では職員会議・昼礼等で「インシデントアクシデントレポート」を活用し、事例の回覧が行われています。また、事故の発生要因や再発防止を検討実施する内容として、改善策の取組みが行われています。看護師による誤嚥・誤食研修や救命救急(AED等)の研修を実施しています。入園が決まった園児には、入園前健診を行い、安心安全な園生活が行われるよう配慮しています。今後は「安全計画」を作成し、より具体的な危機管理に努めることが望めます。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	「感染症マニュアル」に基づき、感染症の予防と発生時の対応が定められています。感染症が確認された場合には、施設内換気や消毒を徹底して行い、行政に連絡・指示の確認連絡を取っています。感染症が発生した際には“連絡アプリ”で保護者へ周知しています。マニュアルの見直しは、看護師を中心に年度末を予定しています。	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
(コメント)	災害時の対応策は「危機管理マニュアル」に定められています。避難訓練は毎月行われています。子どもや保護者の安否確認は、出席簿や連絡アプリで行い、子どもの保護者への引き渡しについては「園児引渡しカード」で行う事としています。消防署等と連携をして、姉妹園と共に総合訓練を行っています。今後は避難訓練の年間計画を立て、防災・防犯訓練を実施することが望めます。また備蓄については、生活水の確保やカセットコンロ等の備蓄品は備わっていますが、備蓄食を加え備蓄リストで管理することが望めます。	

評価結果

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
(コメント)	標準的な保育の実施方法として「保育マニュアル」として実施方法について整備しています。今後は内容についての検討を行い「保育理念・方針」「子どもの権利擁護」「プライバシー保護」等の基本姿勢を基に、養護面での配慮・保護者との連携・子育て支援・安全・衛生等、保育を展開していく為の方法について追記されることが望めます。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
(コメント)	必要に応じたマニュアルは作成していますが、保育の質の向上の視点から必要性を強く感じ、順に作成をしています。保育実践の共通理解を深め、定期的な評価・見直しを行う仕組み作りが望めます。また職員や保護者等の意向を十分に反映し、検討した記録を残し、作成年月日の記載や職員への周知等検討することが望めます。	

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
(コメント) 指導計画はクラス担任が作成し、主任保育士が責任者となっています。個別のニーズに対する配慮や留意事項は「個別指導記録」に記載しています。保育実践の振り返りは、個別指導計画の評価・反省欄に記載しています。今後は指導計画・発達経過記録等を作成する際の手順を策作成されることが望めます。また、年間計画を作成する際には、毎年度のクラスの特徴等を反映させた計画にすることが望めます。	
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
(コメント) 指導計画の見直しについては、クラス日誌・週案・月案の評価・反省欄に記載しています。指導計画の変更がある時は、職員との直接検討し周知できる環境が整っています。今後は、指導計画を緊急に変更する場合や、見直しを行う際の手順や具体的な方法が記載された文書を、作成することが望めます。	

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
(コメント) 子どもの発達状況や生活状況は「児童原簿」に、個別の保育実践は「個別指導計画」に記載しています。園内の情報共有については、全体伝達会議・姉妹園の主任保育士会議やクラス会議で行っています。今後は、会議・ミーティングの会議録を適切に作成すること、また記録する職員で書き方の差異が生じないよう配慮した文書等の作成が望めます。	
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
(コメント) 子どもや保護者等の情報の保管・保存・破棄等に関する規定として「個人情報保護規定」を整備しています。職員は、個人情報の不適切な利用や漏洩に対する対策として「個人情報機密保持誓約書」を入職時に法人と締結しています。個人情報の取り扱いとして「重要事項説明書」に記載し、周知しています。職員にはデータや書類等の持ち出し禁止について、管理責任者の学園長より周知しています。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
(コメント)	全体的な計画は、法人理念・教育保育理・保育目標として『①健康でたくましい子ども②思いやりのある優しい子ども③よく考え行動できる子ども④豊かな心をもった子ども』に基づき、保育所保育指針等の趣旨を捉えて作成しています。年齢別保育目標と0歳児は3つの視点、1、2歳児は5領域に沿って記載し、子どもの生活や発達の連続性に留意しています。全体的な計画の作成には、職員が参加し職員間の共通理解を図り、保育が展開されることが望まれます。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
(コメント)	明るく広々とした年齢別に別れた保育室になっており、人工芝生の大きな園庭には、専用のテラスからも出られるようになっていきます。テラスには雨が降っても過ごせるように自動開閉テントが設置され、子どもが園生活を過ごす最適な環境になっています。安全面を配慮して家具等の角にはガードをし、怪我に繋がらないよう配慮しています。また、玩具は子どもの目線、活動を視野に入れて配置しています。衛生管理は、玩具消毒を毎日行い、寝具はレンタルで1週間ごとに交換しています。遊びと食事と睡眠の場所が確保された保育室で、生活の流れがスムーズに行えるようになっていきます。食事環境は、身体に合ったサイズの椅子や机を用意し、睡眠の環境は遮光・気温・湿度に配慮しています。今後は「清掃安全チェックリスト」等を作成し、定期的に記録することが期待されます。	
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b
(コメント)	子どもの発達や一人ひとりの個人差については、個人別月案を作成し、適切に対応して子どもとの信頼関係を築いています。また、言葉で伝えることが苦手な子どもには選択肢を与え、実際のものを見せて指さして、答えられるように援助をしています。子ども同士のトラブルでは、お互いの気持ちを代弁しながら十分に話し合う時間を持ち、手が出やすい子どもには、そばについて未然に防ぐよう努めています。職員の言葉がけについては、一度に沢山のことを話すのではなく、大切なことを短い言葉や単語でゆっくり、はっきりと話すようにしています。今後は、個々の食事が最後までゆっくりと確保できるような生活の流れの中で、食事から睡眠へ移行する際、どの子の生活時間も大事にされるよう、丁寧な環境設定が望まれます。	
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	a
(コメント)	基本的な生活習慣については、子ども一人ひとりの発達に応じて、できる事・やろうとしていることを把握し、成長を促すような効果的な働きかけをしています。食事、排泄、睡眠等が毎日同じ時間・手順で行われ、自然に身につくよう援助をしています。食事面では、嗜好や体調に配慮し、無理強いせず子どもの意思を尊重しています。午睡時は室内を適度に暗くして、眠れない子どもは、休息が取れたら室内の遊びスペースで静かに過ごしています。活動と給食のバランスが保たれるように戸外遊びの後は水分補給をし、机上あそび等で体を休めるようにしています。家庭と連携して、基本的な生活習慣を身につけることの大切さを伝え、生活リズムが崩れないよう共有しています。	

A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b
(コメント) 0歳児は、手作りの仕掛けのある玩具を壁面に設置し、いつでも遊べる環境となっています。戸外遊びでは、広い園庭で色々な活動が自由に選択でき、身体を動かす遊びができています。季節の良い時期は散歩に出かけ、どんぐり・落ち葉拾い、遊具で遊んだり電車を見る等の経験ができるようにしています。子どもが主体的に遊べるような環境として玩具の棚の配置移動を職員間で検討されることが望めます。	
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント) 0歳児は職員が多く配置され、丁寧に一人ひとりとの愛着関係を築いています。保育室にはマットを敷き、ハイハイや寝転がることができるようにしています。ゆるやかな担当制保育を導入し、些細な表情を見逃さず観察し、子どもからの発信を見守り、個々の思いを受け止めています。保育者は、目を合わせて笑顔でゆっくりと話しかけ、応答的な関わりができるよう配慮しています。食事する部屋と遊ぶ部屋が分かれており、一人ひとりに合わせて、食べたい意欲を尊重し援助しています。保護者との連携は、毎日連絡帳でその日の活動や体調、食事、睡眠、排便等を記載し、送迎の際にも伝えるようにしています。室内の環境については、子どもが自発的に玩具等に手を伸ばせるよう配置することが望めます。年間計画については、3つの視点で捉え、その年度の子どもの姿を反映し、月の計画については、発達が著しいので毎月丁寧に捉え、立案されることが望めます。	
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント) 個々の発達に配慮し、一人ひとりに応じた個別指導計画を立て、職員間での共通認識を図っています。イヤイヤ期の対応は、子どもの思いを受けとめ、気持ちの切り替えが出来るよう、環境を変える等の対応をしています。また、保育士は自我を受け止め、自分でやりたい子どもは、出来るところまで自分でさせて、自ら援助を求めることが出来るようにしています。子ども同士の関わりの仲立ちはとして、気持ちの代弁やけんかの場面では、制止できる距離で見守っています。園内での様子を保護者に伝える方法は、連絡帳のやりとりの他にクラスボードやおたよりで知らせています。保育士以外の大人との関わりは、散歩等で地域の方等と交流する機会を設けることが期待されます。生活の流れの中で、食事から睡眠へ移行する際、子どもの生活時間も大事にされるように丁寧な環境設定が望めます。	
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	-
(コメント) 0, 1, 2歳児施設の為非該当	
A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント) 障がいに応じた環境整備については、個別に保育士が担当できるようにしています。心を落ち着かせるスペースとして、保育室に間仕切りをし子どものペースに併せて、無理強いしないよう努めるようにしています。住吉区の巡回指導で、配慮が必要な子どもや保護者への関わり方の助言を得ています。必要に応じて保護者が臨床心理士との相談ができるよう利用の周知をしています。今後は障がい児の受け入れの際には、受入れ手順書のマニュアルを整備し、研修等で知識や情報を得られることが望めます。	

A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	在園時間の配慮については、一日の生活を見通してその連続性に配慮し、保育を展開しています。朝は、7:30から8:00まで、薄暮時間は、17:00から18:30まで合同保育をして18:30から19:00が延長保育となっています。申し送りについては「視診表」を基に、その日にあった出来事や子どもの状況を共有し、保護者へ伝えています。	
A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	—
(コメント)	0、1、2歳児施設の為非該当	

A-1-(3) 健康管理

A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
(コメント)	子どもの体調については、朝の受け入れ時に保護者から確認し「視診表」に記録し、職員共有しています。日々の保育で怪我や体調不良が生じた場合には、速やかに保護者へ伝えています。子ども一人ひとりの健康状態を把握し、職員・園児・保護者と連携して、疾病の早期発見や事故の予防に努めています。SIDSに関しては、職員会議で確認し、午睡時にはSIDS表に0歳児は5分毎、1・2歳児は10分毎の個別チェックが行われています。今後は、「子どもの健康に関するマニュアル」等を活用することが期待されます。	
A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
(コメント)	健康診断は年2回、歯科健診は1・2歳児対象に年1回実施しています。「児童原簿」に入園時からの結果や成長の過程を記録して、子どもの健康状況の把握を行っています。「保健だより」は毎月保護者に配布され、健康診断・歯科健診の結果は「健康のきろく手帳」に記載し、保護者に知らせています。今後は、健診結果を「保健計画」に反映し、保育することが期待されます。	
A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
(コメント)	「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき作成した、園における食物アレルギー対応は「入園のしおり」で保護者に周知しています。医師が記入する「園におけるアレルギー疾患生活管理指導表」と保護者が記入する「アレルギーに関する調査票」「同意書」で安全に給食等が提供できるよう手順が定められています。毎月職員が除去食や代替食について確認の上「実施表」を保護者に配布して、ダブルチェックを行っています。提供時には、他児の食品を喫食しないよう保育士が配慮しています。	

A-1-(4) 食事

A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
⑮ (コメント)	給食提供は給食委託業者が行い、おやつ提供は法人契約の栄養士が担当し、充実した食事提供を行っています。食事を行う際には、保育士が子ども全体を見るように配置し、給食前に絵本の読み聞かせ等で落ち着いた雰囲気を作っています。子どもの体調に合わせて食事の量を調整し、食事援助を適切に行っています。食器は持ち手にグリップがついていたり、お皿には縁に返しがあるものを使用し、子どもが食べやすい形状になっています。月1回の給食会議は、栄養士が参加の基、調理員も含めた施設職員合同で行っています。献立は栄養士が作成し、毎月世界各国の料理や郷土料理を取り入れ、バラエティー豊かな食事提供が行われています。	

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
(コメント) 乳児は発育状況に合わせ、初期・中期・後期・完了・未満児食と分けた給食を提供しています。子どもの好き嫌いや残食状況は給食日誌に記録し「検食簿」で献立や調理の確認をしています。子どもの食育活動として、ほうれん草・きゅうり・ほおずき・トマト・コーン・なすび等を食材として栽培し、育てた野菜で給食やおやつを作り、食に関心が持てる取り組みが行われています。栄養士等は、毎日の下膳時に子どもからの話を聞いたり、巡回で食事の様子を見て喫食状況を確認しています。「食品衛生管理マニュアル(HACCP)」により衛生管理が行われています。	

	評価結果
--	-------------

A-2 子育て支援	
A-2-(1) 家庭との緊密な連携	
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
(コメント) 保護者との日常的な情報交換は、連絡帳や直接話をし、おたよりを通して子どもの様子を伝えています。また週案を掲示し、ホームページ・インスタグラム・ポートフォリオ等で保育の様子を写真で知らせ、保育内容について理解してもらえるようにしています。子どもの成長を共有するために、行事で成長を確認し、個人懇談会を年2回行っています。今後は、保育内容等で変更がある際には説明をし、懇談内容や送迎時に話した内容についても記録することが望まれます。	
A-2-(2) 保護者等の支援	
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
(コメント) 保護者から相談の希望があった際には、主任保育士・担任が相談窓口となっています。保護者への対応は、言葉を選んで対応しています。また、臨床心理士の相談が受けられることを知らせ、希望者はカウンセリングを受けています。今後は、相談を受けた職員が適切に対応できるよう「保護者対応マニュアル」等を整備し、研修等を行うことが期待されます。	
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
(コメント) 子育てに関する家庭での教育方針は、個人懇談で確認しています。虐待等の疑いを発見した際、関係機関との連携を図り、早期の対応ができるよう定めています。保護者に精神面での支援が必要であると判断した際には、施設の臨床心理士に繋げて面談等を行っています。今後は「児童虐待防止に関するマニュアル」に基づいた職員研修を実施し、全職員の学びや理解を深めることが望まれます。	

	評価結果
--	-------------

A-3 保育の質の向上	
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
(コメント) 日々の保育については、クラス日誌・週案・月案の評価・反省欄で保育実践の振り返りが行われています。今後は、第三者評価受審を機に「保育士の自己評価」を取り入れ、個々の課題が園全体の質の向上につながるよう取り組むことが望まれます。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	b
(コメント)	職員が不適切保育を行わないよう、体罰等の禁止事項を「就業規則」に明記しています。今後は職員に周知し「人権擁護のためのセルフチェックリスト」等を活用し、不適切な保育が行わないように早期発見に繋げることが望まれます。	

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	保護者
調査対象者数	50人 (回収率 82%)
調査方法	アンケート調査-無記名方式 (2023年12月実施)

利用者への聞き取り等の結果(概要)

アンケート回収率は82%で、自由記述欄には、75%の方が声を寄せていました。設問が14問あるなかで「はい」と回答した結果が下記の通りになりました。

◆100%以上の高率が2設問ありました

- ①献立表やサンプル表示などで、毎日の給食の献立や内容が充実していると思われるようになっていませんか。
- ②園内は全体的にいつも清潔で整理整頓されていると思いますか。

◆90%以上の高率が4設問ありました

- ①園内で感染症が発生した際には、その状況について必要に応じて連絡がありますか。
- ②お子さんが怪我をしたり、体調が悪くなったりした際の対応や慢性的な病気の対応は適切になされていますか。
- ③職員の言葉使いなどは丁寧で、服装などの身だしなみが整っていると思いますか。
- ④懇談会や保育参観など保護者が保育に参加する機会がありますか。
※感染拡大で実施されなかった場合何らかの方法で知る機会がありましたか。

◆80%台の回答は2設問ありました

- ①園やクラスの様子などについて「園だより」「クラスだより」等を通じて、わかりやすく伝えられていますか。
- ②日常的な情報交換に加え、別の機会を設けて相談に応じてくれたり、個別面談などを行っていますか。

◆70%台の回答が1設問ありました

- ①災害や不審者の侵入等、様々な危機を想定して子どもの安全を守るべき対策が十分取られていると思いますか。

◆60%台の回答が3設問ありました

- ①保育や教育の考え方や、指導内容に関する説明は様々な機会において丁寧に行われていると思いますか。
- ②入園時の説明や、園の子どもたちの様子を見て子どもを預けることへの不安が軽減しましたか。
- ③子どもの気持ちや様子・子育ての悩みなどについて職員と話したり、相談したりすることが出来るような信頼関係がありますか。

◆50%台の回答は1設問ありました

- ①園の保育内容や保育サービスについて、あなたの意見や意向を伝えることができますか。

◆20%台の回答は1設問ありました

- ①保護者からの苦情や意見に対して、園から「懇談会」や「園だより」などを通じて説明がありましたか。

【総合的な感想】

特に意見の多かった点は、保育内容がとても充実していて成長する姿が見られます。広い園庭があり、乳児でも安心安全な芝生の園庭で、のびのびと遊べるところが良いという意見が挙がっています。また低率であった、保護者の意見・意向を伝える機会が少ない、苦情・要望について園から知らされることが少ない等が挙げられます。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

- 以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

- ・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

- ・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

- 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

- 施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等